

「中古マンションらくらくフラット35」への登録

「中古マンションらくらくフラット35」とは？

- ・ 新築時に機構が定める維持管理基準と耐久性基準（劣化対策等級2）等に適合することを確認した建築後20年以内の中古マンション等について、「フラット35」を利用する際に必要な適合証明手続きを省略できるものです。
- ・ フラット35ホームページにおいて対象となる物件を検索することができ、フラット35をご利用いただくお客様が「申出書」を印刷して金融機関に提出することで、適合証明書取得は不要になります。
- ・ フラット35登録マンションで「中古マンションらくらくフラット35」に移行する物件は、フラット35S（金利Bプラン）（中古タイプ（外壁等断熱））に適合する物件として登録することができます。

※ 詳しくは、フラット35ホームページ（www.flat35.com）をご覧ください。

※ 以下に該当する場合には、原則として、「中古マンションらくらくフラット35」としてフラット35サイトに掲載することはできません。

- ①敷地が土地区画整理事業地内の保留地である（独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の仮換地を含む）
- ②敷地が転貸借地である
- ③敷地又は建物に買戻権が設定されている

フラット35登録マンションを「中古マンションらくらくフラット35」として移行登録する手続きは、以下のとおりです。

(1) 次のいずれかの方法で、耐久性基準に適合しているかをご確認ください。

- ① 適合証明書でフラット35S（金利Bプラン）の「耐久性・可変性」への適合が確認できること
- ② 建設住宅性能評価書で劣化対策等級2以上への適合が確認できること
- ③ 設計住宅性能評価書で劣化対策等級2以上への適合が確認できること
- ④ 事業主が個別に、機構の定める耐久性基準に適合することを確認すること
- ⑤ 長期優良住宅建築等計画の「認定通知書」、「変更認定通知書」が交付され、劣化対策等級3以上への適合が確認できること

(2) (1)の③、④の場合、適合証明書の写しと併せて、書式「中古マンションらくらくフラット35における耐久性基準への適合について」をご提出ください。

※既に竣工済みのフラット35登録マンションについても「中古マンションらくらくフラット35」として登録することができます。詳しくは機構の担当窓口にお問い合わせください。

**※本資料は、事業者のみなさま向け「フラット35登録マンションのご案内」より抜粋しています。
ご案内全体をご覧になりたい場合は、フラット35サイトより、別途ダウンロードしてください。**

\$ œ• x Ê Ñ ° P V 0 , % ∞ ∞ ì - Æ Õ ½ ² ° ~ ó ° " • í Þ " Æ
- i ² Á ÿ ° » ¢ & ó Æ ð ï r Æ Õ ³ Á - ¢ » ° ÿ † >